

● 市民税非課税世帯臨時特別給付金収入 判定基準

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下が本市の住民税非課税の目安となります。

年金収入のみの場合：非課税年金（障害年金・遺族年金）は除きます

	収入の上限額(月額)	非課税収入限度額
65歳以上の方の場合	123,333円	1,480,000円

※年金受給者が税扶養をされている場合は、扶養人数によって控除額が変わります。

※ご夫婦で年金をもらっている場合、それぞれ金額で判定いたします。

給与収入の場合

扶養人数	収入の上限額(月額)	非課税収入限度額
本人のみ	77,500円	930,000円
1人	114,833円	1,378,000円
2人	140,000円	1,680,000円
3人	174,750円	2,097,000円
4人	208,083円	2,497,000円
5人	240,000円	2,890,000円
6人	274,000円	3,290,000円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合

扶養人数	収入の上限額(月額)	非課税収入限度額
本人のみ	170,208円	2,042,500円
1人	170,208円	2,042,500円
2人	170,208円	2,042,500円
3人	174,750円	2,097,000円
4人	208,083円	2,497,000円
5人	240,000円	2,890,000円
6人	274,000円	3,290,000円

注) あくまでも収入額は目安であり、年金・不動産・営業収入と複数の収入がある場合については、別途に計算が必要になります。